

船橋市営住宅集会所管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市営住宅（以下「市営住宅」という。）入居者の福祉の増進に寄与するため、船橋市営住宅集会所（以下「集会所」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第2条 市は、集会所を設置する。

2 集会所の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(使用者資格)

第3条 集会所を使用できる者は、市営住宅の入居者とする。ただし、船橋市営住宅条例（平成9年船橋市条例第11号。以下「条例」という。）第52条第1項に規定する市営住宅監理員（以下「住宅監理員」という。）が管理上支障がないと認めるときは、市営住宅の周辺に居住している者も使用できるものとする。

(使用の申込み等)

第4条 市営住宅の入居者以外の者が集会所を使用しようとするときは、船橋市営住宅集会所使用申込書（第1号様式）により、事前に住宅監理員に申し込まなければならない。

2 住宅監理員は、前項の規定により使用の申込みをした者（以下「使用者」という。）が次のいずれかに該当する場合においては、集会所を使用させてはならない。

- (1) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 特定の政治活動、宗教活動又は選挙活動が目的であると認めるとき。
- (3) 宿泊を目的とするとき。
- (4) 営利が目的であると認めるとき。
- (5) 前各号に該当する場合のほか、市営住宅及び共同施設の管理上必要があると認めるとき。

(申込みの承認等)

第5条 住宅監理員は、前条の規定による申し込みを受理したときは、その内容を審査し、管理上支障がないと認めるときは承認し、船橋市営住宅集会所使用決定通知書（第2号様式）にて使用者あて通知するものとする。

2 住宅監理員は、前項の規定により承認するときは、船橋市営住宅集会所使用決定通知書の写しを条例第52条第4項に規定する市営住宅連絡員あて、事前を送付するものとする。

(使用時間)

第6条 集会所の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。

(使用料)

第7条 集会所の使用料は、無料とする。ただし、集会所の電気料金、ガス料金、水道料金並びに汚物及びじんかいの処理に要する費用等は使用者の負担とする。

(使用者の保管義務等)

第8条 使用者は、集会所の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

2 使用者の責めに帰すべき事由により、集会所が滅失し、又はき損したときは、使用者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

第9条 使用者は、集会所を使用するに当たり、住宅監理員及び条例第52条第3項に規定する市営住宅連絡員の指示に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 保安上又は衛生上危険又は有害なものを持ち込まないこと。

(2) 所定の場所以外において、火気を使用しないこと。

(3) 壁、柱、扉等に貼紙し、又はくぎ類を打たないこと。

(4) 騒音等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(5) 使用後は、清掃及び整頓を行うこと。

2 住宅監理員は、前項第1号から第4号までに掲げる事項に違反していると認められるときは、使用者に対し、集会所の使用を中止させることができる。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

| 名 称 | 位 置 |
|-----------------|-----------------|
| 船橋市営海神3丁目団地集会所 | 船橋市海神3丁目28番 |
| 船橋市営馬込町団地集会所 | 船橋市馬込西2丁目12番 |
| 船橋市営二宮第1団地集会所 | 船橋市二宮2丁目3番 |
| 船橋市営二宮第2団地集会所 | 船橋市二宮2丁目35番 |
| 船橋市営薬円台団地集会所 | 船橋市薬円台3丁目21番 |
| 船橋市営二和東第1団地集会所 | 船橋市二和東6丁目14番 |
| 船橋市営二和東第2団地集会所 | 船橋市二和東5丁目61番 |
| 船橋市営大穴南団地集会所 | 船橋市大穴南1丁目8番1 |
| 船橋市営三山団地集会所 | 船橋市三山2丁目4番 |
| 船橋市営藤原団地集会所 | 船橋市藤原2丁目6番 |
| 船橋市営前原団地集会所 | 船橋市前原西6丁目1番35号 |
| 船橋市夏見借上公営住宅集会所 | 船橋市夏見3丁目26番11号 |
| 船橋市夏見台借上公営住宅集会所 | 船橋市夏見台4丁目10番18号 |

第1号様式

船橋市営住宅集会所使用申込書

年 月 日

市営住宅監理員 あて

住所
氏名

市営住宅の集会所を使用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

| | | |
|---|-------|--|
| 1 | 市営住宅名 | |
| 2 | 使用日時 | |
| 3 | 使用目的 | |

第2号様式

年 月 日

船橋市営住宅集会所使用決定通知書

様

市営住宅監理員

年 月 日付で申込みのあった件について、下記のとおり決定いたします。

記

- 1 承認する
- 2 承認しない
理由